

川崎市特別養護老人ホームひらまの里の指定管理者制度導入についての検証

1 指定管理者

(1) 指定管理者	社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団（川崎市中原区小杉町3-245）
(2) 指定期間	平成18年4月1日～平成23年3月31日
(3) 業務の範囲	ア 特別養護老人ホーム事業 イ 短期入所生活介護事業 ウ 通所介護事業 エ 居宅介護支援事業 オ 老人介護支援センター（地域包括支援センターの業務の一部として実施）

2 検証結果

項 目	検 証
<p>1 最適な公共サービスの手法の選択</p> <p>(1) 最適な公共サービス提供主体の選択</p> <p>① 法制度上の必要性</p> <p>② サービスの制度趣旨や社会状況</p> <p>③ サービスの質を担保する仕組みの存在</p> <p>(2) 効率的な運営手法の検討</p> <p>① 市民満足度の高いサービス提供</p> <p>② 施設運営の継続性、安定性、公平性の確保</p> <p>③ 効率的、効果的な運用の確保</p>	<p>① 老人福祉法第15条並びに介護保険法第70条及び第86条の規定によって、公機関、民間法人とに関わらず、サービスの提供主体となることができる。したがって、公が条例、規則等で公共サービスの提供を担保した指定管理者制度の活用も可能である。</p> <p>② 介護保険制度の趣旨は、介護保険法第1条の目的にもあるとおり、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等によって要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を維持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うとされている。社会状況としては、社会福祉の運営が可能となっているため、民間手法を取り入れた質の高いサービス提供がなされている。</p> <p>③ 介護保険法第76条の規定によって、都道府県知事及び市町村長は事業所への立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査する権限を有している。また、情報公表制度や利用者からの苦情等を処理及び審査する仕組みも構築されていることから、サービス提供主体が公機関、民間法人と関わらず、サービスの質を担保する仕組みは確保されている。</p> <p>① 特別養護老人ホーム事業においては、外部評価機関による第三者評価を受けており、評価結果はホームページを通じて、公開されている。その利用者家族アンケートでは満足度割合が94%と非常に高い満足度を得ており、サービス内容の質が非常に高いことが伺える。また、通所介護事業や短期入所事業においても、適正なサービス提供を目的とする為、利用者の満足度の実態把握を行っており、総じて質の高いサービス提供を行うための取組に非常に積極的であるといえる。</p> <p>② 被保険者が要介護状態となり、在宅での生活が困難となった場合の安心として特別養護老人ホームの必要性は高く、また、入居を希望される方が多いことから施設運営の継続性は非常に高いものとなっている。安定的なサービス提供については、業務の性質に沿った協定書を作成し、毎年の事業報告を確認することで、適切なサービス提供の確保ができ、公正性や公平性の確保を図りながら、質の高いサービス提供を維持することができた。また、利用者の入居に関して入居判定委員会などで公平な入居選考を担保した。但し、施設の運営には一定程度の正規職員の雇用が必要となるため、指定管理期間の終了とともに雇用を解除することは難しいという課題がある。</p> <p>③ 特別養護老人ホームにおいては、ケアマネジャーを2名体制とするなど、ケアプランの充実を図っており、利用者のニーズや状況把握に努めている。また、食事についても、安全性を考慮するため、食事形態にゼリー食を追加するなど工夫を凝らしている。バイタル測定を適宜行い疾病予防や異常発見に努めており、利用者を優先とした、効果的なサービスの提供をしている。</p>
項 目	検 証
<p>2 サービスの向上等</p> <p>(1) 安定性</p>	<p>(1) 通所介護事業については、他事業と比較すると、短期入所の利用や入院などによる急な利用の中断などの影響で、やや低い稼働率となっている。しかし、居宅介護支援事業については、比較的安定した運営を行い、効果</p>

的なサービス提供をしていると考えられる。また、特別養護老人ホーム及び短期入所事業については高い稼働率となっており、施設全体としては、良好な利用実績となっている。今後は通所介護事業の稼働率の引き上げ及び居宅介護支援事業、特別養護老人ホーム、短期入所事業の安定的な運営に努める必要がある。

【短期入所事業における利用実績】(定員:16人)

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
利用者延べ数(人)	5,152	5,970	5,601	5,144

【通所介護事業における利用実績】(定員:40人)

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
利用者延べ数(人)	8,480	8,335	8,265	7,726

(2) 公平性

(2)利用者からの意見や苦情に対し、法人で定めている要綱等に基づき、適正に対応している。また、施設内では直接意見や苦情を言える場を設けており、積極的な把握に努めていると言える。法人としても、第三者委員会を設置しており、利用者の立場や特性に配慮している。

【苦情及び事故件数】

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
苦情(件)	3	2	3	5
事故(件)	455	648	888	968
うちヒヤリハット	397	481	296	239
うち医療機関受診	3	11	17	20

(3) 専門性

(3)法人の理念や施設の方針に沿ったサービス提供を目指すため、研修については、法人の研修要綱等に基づき、計画的に実施している。また必要に応じ、研修参加者報告会を随時実施し、情報の共有及び周知を徹底しており、専門性が高いといえる。

(4) 創意工夫

(4)利用者の満足度を向上させるため、年間行事の実施のほか、多様なイベント(行事)を企画し、工夫して行っている。

【主なイベント(行事)】

お花見、ランチ、出張販売、お料理クラブ、夏祭り、早春祭 など

3 コスト検証
算定方法

導入前の平成17年度の運営委託料等が21,214千円であったが、現在は指定管理委託料はなく、介護報酬と利用者負担金を指定管理者の利用料金収入として収受し運営しているため、毎年度21,214千円の経費削減効果が認められる。

4 施設の安全性
大規模修繕の必要性

現在、開設11年目であり、修繕箇所も徐々に増えてはいるが、適切な維持・管理に努めている。しかし設備面において、老朽化に伴い、今後メンテナンスの必要性が出てくると考えられるため、定期的な点検は必要であると思われる。

【修繕件数】

	年度	修繕内容	今後の見込み
修 繕	17	浴室ターンリフター・備品	定期点検によって、早期の不都合箇所の発見に努め、修繕を行っていく。
	17	ガラス入替及びフィルム貼	
	17	消防設備改修	
	17	ファンコイルユニット修理	
	17	停電時自動着床装置用バッテリー交換	
21	非常用据置蓄電池更新工事		

項 目

検 証

5 総 括
成 果

施設や設備については、外部委託等によって定期的に検査を行っていることから適正に管理をしていることが分かる。特別養護老人ホームとショートステイについては、高い稼働率となっており、運営が安定している。また、職員に対する研修の機会を多く設けており、職員の能力開発においても、力を入れている。

また、介護サービスについては、将来的に介護が必要な高齢者が増大することが見込まれる中、必要なサービス量の確保及びサービスの質を確保するため、公設施設の存続は引き続き必要である。

サービスの主体については、法及び制度趣旨、財産管理上及び本施設での実績から、指定管理者制度の活用が有効であり、同制度を引き続き活用することとしたい。